

公益社団法人大阪府理学療法士会 市区町村士会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪府理学療法士会（以下「府士会」という。）が大阪府域の各市区町村に設置する理学療法士会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 府士会は、定款第3条の目的を達成するため、大阪府域各市区町村に理学療法士会（以下「市区町村士会」という。）を置くことができる。ただし、同一市区町村内に2以上の市区町村士会を置くことはできない。

2 市区町村士会は、前項の目的を達成するために定款第4条の各項の事業及びこれに関連する事業を行う。

3 市区町村士会をしようとする会員は、各市区町村において、2以上の施設に所属する5名以上の府士会会員の賛同をもって、府士会に対し、所定の設立申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

4 市区町村士会は、当該市区町村の施設に所属し又は自宅を置く30名以上の府士会会員により構成される。

5 市区町村に30名以上の士会員が存しない場合は、複数の隣接する2以上の市区町村に1の市区町村士会を設置することができる。

6 府士会は、理事会の承認により、市区町村士会の設立費用その他設置のための準備に要する費用の全部又は一部を負担することができる。

(会員)

第3条 府士会会員は、その属する市区町村に設置された市区町村士会に所属するものとする。

(会員資格の喪失等)

第4条 府士会の会員資格を失ったときは、当然に市区町村士会員の資格を失う。

2 入会、休会、退会、復会及び異動については、府士会の取扱いに準じる。

(役員)

第5条 市区町村士会は次のとおり役員を置かなければならない。

(1) 理事 3名以上10名以下

(2) 監事 1名以上2名以下

- 2 理事のうち1名を会長、若干名を副会長とする。
- 3 市区町村士会の役員は、市区町村士会に所属する府士会員の中から市区町村士会の総会で選任する。

(役員任期)

第6条 市区町村士会の役員は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(合併)

第7条 市区町村士会の会員が30名を下回り、その事業に支障を来すときは、当該市区町村士会は、他の隣接する市区町村士会と合併しなければならない。

- 2 前項の場合において、府士会は、当該市区町村士会に対し、他の隣接する市区町村士会と合併するよう指導しなければならない。

(支援金)

第8条 府士会は各市区町村士会に対して、所属会員数をもとに算出した支援金を交付する。

(府士会の承認)

第9条 市区町村士会が次に事項を変更しようとするときは、府士会の承認を受けなければならない。

- (1) 定款又は会則の変更
- (2) 主たる事務所の所在地の変更
- (3) 合併、分割及び解散
- (4) 重要な財産の処分
- (5) その他理事会が必要であると定めた事項

(届出)

第10条 市区町村士会は、その役員に変更があったとき(任期満了と同時に再任された場合を含む。)は、府士会に報告しなければならない。

- 2 市区町村士会は、次の各号に定める事項につき府士会から報告を求められたときは、速やかに提出しなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 事業計画書
 - (3) 収支予算及び決算に関する書類
 - (4) その他理事会が必要であると定めた事項

(支部)

第11条 府士会は、市区町村士会の集合体として、次の管轄区域毎に支部を設けることができる。

- (1) 北支部・・・箕面市、池田市、豊能町、能勢町、豊中市、吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
- (2) 中支部・・・大阪市北区、都島区、淀川区、東淀川区、旭区、福島区、此花区、西区、港区、大正区、西淀川区、中央区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、城東区、鶴見区、阿倍野区、住吉区、住之江区、東住吉区、平野区、西成区
- (3) 東支部・・・枚方市、交野市、守口市、門真市、四条畷市、大東市、寝屋川市、東大阪市、八尾市、柏原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、太子町、河南町、千早赤坂村、河内長野市、松原市
- (4) 南支部・・・堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、岬町、熊取町

(市区町村士会会則)

第12条 この規定で定めるものを除き、市区町村士会の運営に必要な事項は、各市区町村士会の定款又は会則で定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附則

- 1 この規程は、平成30年1月9日より施行する。
- 2 この規程は、令和元年8月7日一部改正により施行する。
- 3 この規程は、令和2年8月5日一部改正により施行する。